

# 山形県公幸

平成28年1月29日(金) 第2717号

毎週火・金曜日発行

次 目

	告	示					
	_	•			/	L 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
○生活保護法による指定医療機関の指定							
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 ○ 4 大俣 **********************************	•						) 92
○生活保護法による指定介護機関の指定						, ,	) … 同
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 ○農用地利用配分計画の認可						1. 4	) … 同
○農用地利用配分計画の認可					.,		-
○電線共同溝を整備すべき道路の指定····································							
○竜隊共向傅を登加りへさ退路の指足				()土円総	百又丌建	<b></b>	) … 旧
選	挙管理委員	員会関係	系				
	告	示					
		-					
○政治団体の設立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
<ul><li>○政治団体の届出事項の異動····································</li></ul>							
<ul><li>○政治団体の解散・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>							
○資金管理団体の指定							
○賃金官珪団体の相足の取捐・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••						旧
:	病院事業	局関係					
	規	程					
○山形県立病院料金規程の一部を改正する規程	3						
○田形県立州院科並規程の一部を以正する規格	E						旧
•	公	告					
○平成27年度自衛官候補生の募集					(市	町村課	)103
○県営住宅入居者の一般公募····································							
○ <b>同</b>							
<ul><li>○公示による通知····································</li></ul>							
告		7	<u></u>				

# 山形県告示第88号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の 規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

	指定医	療機	幾 関	の 4	占 称		指定医療機関の所在地	指定年月日
な	がま	ち	歯	科	医	院	米沢市春日二丁目13番16号	平成28. 1. 1
本	間	歯	科	9	Š	院	酒田市中町三丁目7番18号	同
カュ	め	Ø	森	事	₹	局	南陽市島貫590番地14	同

# 山形県告示第89号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護 法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出が あった。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

	指定	医	療材	幾関	の	名和	东	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日
な	が	ま	ち	歯	科	医	院	米沢市春日二丁目13番3号 平成27.12.31
タ		ツ	į	ŝ	薬	[	局	天童市東芳賀一丁目1番5号 同

# 山形県告示第90号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
やすらぎの里金井	小規模多機能型居 宅介護 介護予防小規模多 機能型居宅介護	山形市内表東1番地	平成27.11.27

#### 山形県告示第91号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
  - 株式会社ひびき
  - 山形市南二番町7番5号 ラ・プラス弐番街1F 102
- 2 変更の内容

指定介護機	変更年月日			
変更前変更後				
山形市双葉町二丁目6番2号	山形市南二番町7番5号 ラ・プラス弐 番街1F 102	平成27. 9.15		

# 山形県告示第92号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計 画を次のとおり認可した。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

# 1 農用地利用配分計画の概要

賃借	任/H-kc か→11. c→ kc → ガ ) → フ	
氏名又は名称	住所又は所在地	─ 賃借権の設定等を受ける土地
青柳 一彦	東村山郡中山町大字長崎240番地11	東村山郡山辺町大字山辺字立道 6191番ほか1筆
早坂 雅俊	山形市大字中野206番地	東村山郡山辺町大字山辺字塚田 5725番
伊藤 洋助	東村山郡山辺町大字根際15番地3	東村山郡山辺町三河30番
有限会社渡辺商店	東村山郡山辺町大字大寺837番地	東村山郡山辺町大字山辺字菅ノ町4151番ほか2筆
小関 健登	東村山郡山辺町大字大塚76番地	東村山郡山辺町大字大塚字大塚 1106番
髙内 良助	東村山郡山辺町大字三河尻10番地	東村山郡山辺町近江12番1
室岡 賢一	山形市大字中野目447番地の2	東村山郡中山町大字長崎字川前 道下9198番ほか1筆
安達 聡	西村山郡河北町大字吉田217番地12	西村山郡河北町大字吉田字馬場 2516番1ほか3筆
阿部 新	西村山郡河北町大字新吉田609番の甲	西村山郡河北町大字吉田字吉田 東2766番
岡崎 忍	西村山郡河北町谷地庚1103番地	西村山郡河北町大字吉田字馬場 2376番ほか1筆
岡崎 忠行	西村山郡河北町谷地庚1104番地	西村山郡河北町大字吉田字馬場 2370番ほか4筆
岡崎 嘉夫	西村山郡河北町谷地庚983番地	西村山郡河北町大字吉田字馬場 2319番ほか2筆
木嶋 啓治	西村山郡河北町谷地庚98番地	西村山郡河北町大字吉田字吉田 東2653番ほか1筆
木嶋 正彦	西村山郡河北町大字吉田22番地	西村山郡河北町大字吉田字吉田 3049番
今部 美恵	西村山郡河北町谷地庚1095番地	西村山郡河北町大字吉田字馬場 2334番1ほか2筆

斉藤 一清	西村山郡河北町大字新吉田21番地の1	西村山郡河北町大字新吉田字 吉田東407番1ほか3筆
斉藤 千代子	西村山郡河北町大字新吉田23番地	西村山郡河北町大字新吉田字 吉田東423番
斉藤 盛行	西村山郡河北町大字新吉田22番地1	西村山郡河北町大字新吉田字 吉田東424番
佐藤 吉政	西村山郡河北町大字吉田1267番地の17	西村山郡河北町大字新吉田字 吉田東454番ほか4筆
鹿野 大二朗	西村山郡河北町大字新吉田25番地	西村山郡河北町大字新吉田字 吉田東458番ほか4筆
鹿野 猛美	西村山郡河北町大字新吉田29番地	西村山郡河北町大字新吉田字 吉田東234番ほか1筆
鹿野 秀春	西村山郡河北町大字新吉田784番地	西村山郡河北町大字新吉田字 吉田東227番ほか4筆
鹿野 勇治	山形市大字中野目661番地11	西村山郡河北町大字新吉田字 吉田東516番ほか3筆
曽根 永吉	西村山郡河北町谷地字東549番地の2	西村山郡河北町大字吉田字吉 東2656番
田宮 純市	西村山郡河北町谷地庚1099番地の1	西村山郡河北町大字吉田字馬 2305番
角川 幸一	西村山郡河北町谷地辛2085番地の2	西村山郡河北町大字吉田字吉 東2694番ほか1筆
角川 仁	西村山郡河北町谷地辛2085番地の1	西村山郡河北町大字吉田字吉 東2691番
角川 廣美	西村山郡河北町谷地辛2141番地	西村山郡河北町大字吉田字吉 東2697番
東海林 和恵	西村山郡河北町谷地庚1106番地	西村山郡河北町大字吉田字馬 2302番ほか8筆
中野 正彦	西村山郡河北町大字岩木1104番地	西村山郡河北町大字吉田字馬 2450番ほか2筆
縄 潤一	西村山郡河北町大字岩木195番地	西村山郡河北町大字吉田字馬 2465番1ほか5筆
長谷川 健	西村山郡河北町大字吉田912番地4	西村山郡河北町大字吉田字吉 東2856番1ほか1筆
樋口 秀樹	西村山郡河北町大字吉田103番地	西村山郡河北町大字吉田字吉 東2790番1ほか2筆
農事組合法人ファーム吉田	西村山郡河北町大字吉田字霊堂522-1番地	西村山郡河北町大字吉田字花 木2948番ほか70筆
堀 英一	西村山郡河北町大字吉田363番地	西村山郡河北町大字吉田字馬 2512番ほか2筆
堀 和彦	西村山郡河北町大字岩木168番地1	西村山郡河北町大字吉田字馬 2402番
増川 弘樹	西村山郡河北町谷地辛2107番地	西村山郡河北町大字吉田字吉 東2823番ほか1筆
渡邉 久悦	西村山郡河北町大字吉田96番地の2	西村山郡河北町大字吉田字馬 2532番ほか14筆
渡辺 信行	西村山郡河北町大字吉田578番地の1	西村山郡河北町大字吉田字吉 東2806番

渡邊 義信	西村山郡河北町谷地ひな市二丁目6番地 の1	西村山郡河北町大字吉田字吉日 東2669番ほか3筆
益賀多 恵	新庄市大字升形1713番地の20	新庄市大字升形字門ケ沢664着 12ほか8筆
高橋 俊逸	新庄市十日町6692番地	新庄市十日町字冷水沢7597番ルか4筆
早坂 淳	新庄市大字萩野字二枚橋163番地の1	新庄市大字萩野字塩野134番2
五十嵐 喜久雄	新庄市大字萩野773番地	新庄市大字萩野字塩野6344番/ か6筆
星川 敏彦	新庄市大字萩野286番地	新庄市大字萩野字二枚橋676番
柿崎鶴雄	新庄市大字萩野4682番地の 2	新庄市大字萩野字仁田山359社 ほか1筆
星川 誠一	新庄市大字萩野212番地	新庄市大字萩野字金山道7161社 ほか1筆
庄司 雅美	新庄市大字萩野2220番地の8	新庄市大字萩野字金山道71767 1
齋藤 直哉	新庄市大字萩野776番地	新庄市大字萩野字中島7430番ルか6筆
山科 新	新庄市大字萩野字赤坂337番地	新庄市大字萩野字赤坂346番ほか5筆
山科 和也	新庄市大字萩野字赤坂174番地	新庄市大字萩野字赤坂西1番0 か6筆
阿部 吉弘	新庄市大字萩野1350番地	新庄市大字萩野字吉沢7754番( か9筆
横瀬 誠	最上郡金山町大字飛森490番地	最上郡金山町大字飛森字日当 386番1ほか2筆
柴田 和義	最上郡金山町大字有屋22番地	最上郡金山町大字有屋字上裏 表1017番3ほか8筆
佐藤 隆光	最上郡真室川町大字大沢3013番地	最上郡真室川町大字大沢字小 沢3093番1ほか7筆
佐藤(慎一	最上郡真室川町大字大沢1075番地	最上郡真室川町大字大沢字矢 沢1062番2ほか2筆
姉﨑 吉一	最上郡真室川町大字差首鍋431番地	最上郡真室川町大字差首鍋字 平536番1ほか1筆
髙橋 直樹	最上郡真室川町大字川ノ内1605番1	最上郡真室川町大字差首鍋字 内山2310番1ほか23筆
斉藤 広也	最上郡真室川町大字大沢1751番地	最上郡真室川町大字大沢字大 野1658番1ほか16筆
川又 義弘	最上郡真室川町大字平岡318番地	最上郡真室川町大字大沢字蟻 4353番10ほか21筆
株式会社阿部農機店	最上郡真室川町大字新町204番の3	最上郡真室川町大字大沢字蟻 3977番4ほか2筆
梁瀬 俊一	最上郡真室川町大字川ノ内1165番地	最上郡真室川町大字川ノ内字 田表1332番ほか2筆
土田 昭道	最上郡真室川町大字内町399番地	最上郡真室川町大字内町字上 沢前414番3ほか2筆

有限会社ビッグフィールド	米沢市大字梓川240番地	米沢市大字梓川字弓町193番 か3筆
菅野 英一郎	米沢市大字上新田445番地	米沢市大字川井字道下2113番 か1筆
大竹 茂	米沢市大字大平279番地	米沢市大字関字清ケ原501番 か5筆
佐藤 大喜	米沢市下小菅531番地	米沢市広幡町沖仲2058番ほか 筆
後藤 正則	米沢市窪田町窪田1123番地	米沢市窪田町窪田字南鍛冶 901番2ほか1筆
渡沢 寿	南陽市漆山1853番地	南陽市漆山字曾利橋二157番 ほか5筆
髙橋 哲郎	南陽市宮内2435番地	南陽市中落合字赤根52番 1
島貫 祐二	西置賜郡飯豊町大字中1566番地	西置賜郡飯豊町大字中字山王 2292番ほか3筆
佐藤 政市	西置賜郡飯豊町大字中56番地	西置賜郡飯豊町大字中字西田 3718番ほか2筆
菅野 富士雄	西置賜郡飯豊町大字中116番地内1号	西置賜郡飯豊町大字中字沖36 番ほか2筆
佐藤 隆男	西置賜郡飯豊町大字中75番地第1号	西置賜郡飯豊町大字中字東田 3787番
後藤 光榮	西置賜郡飯豊町大字萩生470番地	西置賜郡飯豊町大字萩生字黄 台3799番ほか3筆
嶋貫 栄助	西置賜郡飯豊町大字萩生371番地	西置賜郡飯豊町大字萩生字中 目4029番1ほか4筆
後藤 孝一	西置賜郡飯豊町大字萩生332番地	西置賜郡飯豊町大字萩生字道 神4131番
梅津 光則	西置賜郡飯豊町大字黒沢76番地	西置賜郡飯豊町大字黒沢字坪 2265番1
渡部 雅光	西置賜郡飯豊町大字黒沢290番地	西置賜郡飯豊町大字黒沢字明 2435番ほか1筆
長岡 新次	西置賜郡飯豊町大字中524番地	西置賜郡飯豊町大字黒沢字叶 2991番 2 ほか 4 筆
佐原 源一郎	西置賜郡飯豊町大字椿1556番地1	西置賜郡飯豊町大字椿字鳥井 3685番1
鈴木 寛幸	西置賜郡飯豊町大字椿737番地	西置賜郡飯豊町大字椿字大豆 767番1ほか8筆
熊谷 作右衛門	西置賜郡飯豊町大字中1431番地	西置賜郡飯豊町大字椿字小 3827番1
横澤 恒子	西置賜郡飯豊町大字添川2480番地	西置賜郡飯豊町大字添川字大 一6922番ほか11筆
山口 政司	西置賜郡飯豊町大字小白川1845番地5	西置賜郡飯豊町大字手ノ子字 ノ袋3121番ほか28筆
舩山 彰夫	西置賜郡飯豊町大字小白川1569番地2	西置賜郡飯豊町大字小白川字 巻4188番ほか2筆
五十嵐 敏博	西置賜郡飯豊町大字小白川1101番地	西置賜郡飯豊町大字小白川字 頭先二4124番 1

五十嵐 保	鶴岡市文下字村ノ内12番地	鶴岡市文下字仲谷地12番1ほか3筆
農事組合法人まめまめあくしー	- 鶴岡市下川字合喜24番地	鶴岡市下川字堰下294番ほか1 筆
五十嵐 仁	鶴岡市下清水字内田元72番地21	鶴岡市下清水字打越350番1ほ か1筆
五十嵐 正勝	鶴岡市山田甲45番地	鶴岡市山田字仲道216番ほか1 筆
小池 均	鶴岡市岡山126番地	鶴岡市岡山字大谷地100番ほか 4筆
三浦 喜久治	鶴岡市山田甲43番地	鶴岡市山田字小京田141番1 は か11筆
富樫 善弘	鶴岡市岡山269番地	鶴岡市岡山字千刈41番2ほか1 筆
佐藤 光雄	鶴岡市小淀川乙43番地	鶴岡市小淀川字谷地田113番1
五戸 富三	鶴岡市下清水乙226番地	鶴岡市森片字山崎165番ほか3 筆
菅原 幸太郎	鶴岡市道形町12番48号	鶴岡市道形字大道東112番ほか 6筆
五十嵐 正行	鶴岡市文下字村ノ内9番地	鶴岡市文下字沼田217番ほか 4 筆
五十嵐 一喜	鶴岡市平田戊26番地	鶴岡市平田字平元331番ほか4
工藤 春一	鶴岡市中野京田乙39番地	鶴岡市水沢字清水尻187番1 ほか2筆
小松 進	鶴岡市水沢甲46番地	鶴岡市水沢字四日市221番
長谷川 新一	鶴岡市みずほ6番地3	鶴岡市水沢字四日市203番ほか 1筆
小松 重二	鶴岡市水沢乙16番地	鶴岡市水沢字四日市221番
佐藤 憲一	鶴岡市西目丁59番地	鶴岡市下小中字末広田28番
小松 一彰	鶴岡市西目乙135番地	鶴岡市水沢字大谷地154番
伊藤 賢博	鶴岡市水沢庚38番地	鶴岡市水沢字山ノ腰5番1
蛸井 廣雄	鶴岡市大淀川甲184番地	鶴岡市大淀川字畑田486番
萬年 美津	鶴岡市湯田川甲34番地2	鶴岡市湯田川字砂子田156番ほか2筆
農事組合法人バラファーム	鶴岡市茨新田甲68番地	鶴岡市茨新田字村下104番
農事組合法人西沼ファーム	鶴岡市西沼丙53番地	鶴岡市辻興屋字三丁場31番38 か24筆
山口 等一	鶴岡市民田字船附9番地	鶴岡市中橋字大川原173番ほか 4筆

石川 茂弘	鶴岡市高坂字山口136番地	鶴岡市日枝字小真木原111番
阿部 貢	鶴岡市面野山107番地1	鶴岡市下川字七窪2番298ほか 3筆
庄司 雅弥	鶴岡市羽黒町細谷字七ツ塚64番地	鶴岡市羽黒町細谷字堰面207番
本間 薫	鶴岡市羽黒町川代字中川代156番地	鶴岡市羽黒町川代字中川代12都ほか3筆
丸山 真太郎	鶴岡市羽黒町荒川字堤下116番地	鶴岡市羽黒町坂ノ下字上堰35都ほか13筆
鈴木 政昭	鶴岡市羽黒町上野新田字上台44番地	鶴岡市羽黒町上野新田字上台 133番ほか6筆
齋藤 和彦	鶴岡市羽黒町玉川字玉川48番地	鶴岡市羽黒町玉川字中国見16 番ほか3筆
富樫 仁	鶴岡市下山添字上通10番地	鶴岡市下山添字長瀞46番ほか:
今野 敏文	鶴岡市常盤木字湯殿27番地	鶴岡市常盤木字関口1番ほか:
難波 裕一	鶴岡市大針字沖ノ前43番地	鶴岡市大針字壱番割84番ほか1
農事組合法人あさひの輝き・ま んてん	鶴岡市東岩本字野中107番地	鶴岡市東岩本字衛門平129番にか4筆
清野 吉喜	鶴岡市越中山字谷口61番地	鶴岡市越中山字谷口72番ほか。
五十嵐 一幸	鶴岡市越中山字谷口50番地	鶴岡市越中山字西田44番1ほz 2筆
農事組合法人ビーンズ本楯	酒田市本楯字新田目100番地	酒田市本楯字雷免73番1ほか1
伊藤 義彰	酒田市保岡字屋敷添21番地	酒田市保岡字屋敷添3番2ほ7 2筆
本間 正治	酒田市保岡字屋敷添26番地	酒田市保岡字屋敷添358番ほ7 1筆
仲川 勤	酒田市大豊田字上星川35番地	酒田市大豊田字家ノ前85番ほる 3筆
佐々木 伸一	酒田市横代字千代桜14番地	酒田市横代字高阿弥田132番にか8筆
兼山 宏勝	酒田市亀ケ崎四丁目16番9号	酒田市大町字下割651番ほか
白畑 三也	酒田市大町11番6号	酒田市字仁助谷地473番ほか
齋藤 安彦	酒田市大町16番4号	西田市大町字下切添326番ほど 5筆
後藤 孝也	酒田市字片町53番地	酒田市土渕字大門102番ほか
髙橋 隆	東田川郡庄内町生三字奥沼田59番地	東田川郡庄内町西袋字駅前64 1ほか15筆
本間 俊	東田川郡庄内町三ケ沢字宮田35番地	東田川郡庄内町三ケ沢字扇  222番ほか4筆

<b></b>	<b>夫</b> #	   東田川郡庄内町跡字梅木57番地	東田川郡庄内町跡字梅木135番
化豚	佐藤 幸雄	宋田川和庄四町助于博木57番地	2 ほか19筆
#J11	弾志	   東田川郡庄内町榎木字小金台40番地	東田川郡庄内町廿六木字中洲郷
16/11	プキュロン	宋田川柳庄四門復小子小並 p 40 番地	51番ほか4筆

報

2 認可年月日

平成28年1月25日

#### 山形県告示第93号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成28年1月29日から同年2月11日まで縦覧に供する。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
新庄市大字升形字中島3543番1から 同 笹原2859番1まで		旧	38.0 メートル (14.0)	メートル 480
同	上	新	38.0 メートル (14.0)	同上

# 山形県告示第94号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 鶴岡羽黒線
- 3 指定した道路の部分の区間 鶴岡市苗津町2番133から

同 神明町4番46まで(上り線に限る。)

鶴岡市大東町14番43から

同 14番41まで(下り線に限る。)

4 指定年月日 平成28年1月29日

# 選挙管理委員会関係

告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成28年1月29日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日
仁科洋一後援会	宮 崎 宏 夫	後藤秀一	西置賜郡小国町大字小国小坂町 439番地2	平成 27.12.7
私鉄庄内交通政策研究会	金 内 悟	阿部亮哉	鶴岡市錦町4-54	司 12.21
川合たけし後援会	鈴 木 修	山 田 博	南陽市川樋2745の内 2	司 28. 1. 6
南陽市を明かるくする会	川 合 猛	山 田 博	南陽市川樋2745の内 2	同

# 山形県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成28年1月29日

山形県選挙管理委員会委員長 熊 谷 誠

# 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏	異動事項		内					容		毘動	年月日
政任団体の石が	名	<b>共 勁 尹 仅</b>	新			旧				<del>74</del> 37   71		
自由民主党山形県	伊藤加代子	会計責任者の	伊	藤	加	代 子	長	岡	重	代	平月	
看護連盟支部		氏名									27.	5. 9
自由民主党八幡支		会計責任者の	77 40			<i>₩</i> .	<i>1</i>	<del>-512</del>	<b>⊢</b>	n=	同	
部	土門歳夫	氏名	羽根	日		篤	佐	藤	康	晴		6. 5
自由民主党長井市		主たる事務所	<b>=</b> 11	レムイ	1000	ere lul.	E 11.	- ナムイ	1000 T	Life	同	
支部	平 弘造	の所在地	長井市白兎1230番地				長井市白兎1226番地					12. 3
自由民主党山形県	₩ 31 \\	主たる事務所	E 71'-	+4-	1000	TT. 116	E 11.	+44	1000 T	Life		
長井市第一支部	平 弘造	の所在地	長井「	市白兎	1230	番地	長井	巾日鬼	.1226番	地		同
		主たる事務所	西村山	山郡大	江町	大字小	西村	山郡大	江町大	字本		
自由民主党大江町	結城岩太郎	の所在地	釿41番地			郷丙639番地4				同		
支部	加州石人印	代表者の氏名	結	城	岩	太郎	古	城	紀	夫		12. 13
		主たる事務所	西置	賜郡白	白鷹田	丁浅立	西置	賜郡日	白鷹町	畔藤		
自由民主党白鷹支部	小形輝雄	の所在地	3831-	- 2			2788				同	
	/J、/I/> //車 //車	代表者の氏名	小	形	輝	雄	衣	袋	志	郎		12. 21

# 2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏	異動事項		内					容		異動年	= 11 11
政石団体の名称	名	英 助 争 頃 「		新			旧				共助十	<b>-</b> 万 口
山形県看護連盟	伊藤加代子	会計責任者の 氏名	伊	藤	加化	と 子	長	岡	重	代	平成 27. §	5. 9
白井たけみち後援 会	石山憲一	会計責任者の 氏名	奥	Щ	栄	悦	佐	藤	吉	雄	同 (	6. 30

みんなが主役「が んばろう長井!」 市民の会	手塚隆幸	主たる事務所の所在地	長井	市館町	南12-1	.7	長井ī 2	<b></b>	町1一:	2 –	同	10. 21
新田道尋後援会	新田久	会計責任者の 氏名	田	中	幸	_	井	上	政	則	同	12. 1
小関あつし後援会	小 関 淳	主たる事務所 の所在地	新庄	市住吉	町1-1	.8	新庄市	<b></b> 卡本町	4 - 39		同	12. 10
宣传 加 然 怪 众	佐藤正宏	代表者の氏名	佐	藤	正	宏	高	橋	義	郎		同
高橋一郎後援会	佐藤正仏	会計責任者の 氏名	高	橋	義	郎	=	身	隆	雄		[F]
内藤明後援会	富沢房敏	代表者の氏名	富	沢	房	敏	奥	山	幸	蔵	同	
F )	苗扒房駅	会計責任者の 氏名	杉	沼	俊	_	富	沢	房	敏		12. 15
まつだ收作を励ま す会	山田明良	会計責任者の 氏名	富	樫		薫	後	藤	恒	夫	同	12. 19
加藤憲彦後援会	小野幹雄	会計責任者の 氏名	矢	作	亀 代	; 司	矢	作	幸	夫	同	12. 22
原田まさひろと優 しい未来を創る会	原田和広	会計責任者の 氏名	原	田	秀	雄	佐々	木	雄一	郎	同	12. 24

# 山形県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があっ た。

平成28年1月29日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代	表	者	の	氏	名	解	散	年	月	日
二宮隆一後援会	鏡			日	出	雄	平成27. 8.31			3. 31	
伊藤精一後援会	西	-	塚	利		悦		平成	₹27. 11	. 1	
すとう和幸を支援する会	須	j	藤	和		幸		平成	₹27. 11	. 30	
浅井健一後援会	押	ļ	野			力		平局	₹27. 11	. 30	
「さとう敏彦」後援会	黒	:	沼	鐵	太	郎		平成	₹27. 11	. 30	
柿崎泉後援会	柿	I	崎	繁		美		平反	₹27. 12	2. 1	
那須稔後接会	那	-	須			稔		平成	दे27. 12	2. 6	
那須稔末広町地元後援会	星	ļ	野	昭		_		平瓦	₹27. 12	2. 6	

誠

誠

沼沢恵一後援会	沼	沢	恵	_	平成27.12.19
布施正昭後援会	布	施	正	昭	平成27.12.19
加藤憲彦後援会	小	野	幹	雄	平成27.12.22

### 山形県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成28年1月29日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

資金	2管理団(	体の届				
出を	した者	(代表	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
者)	の氏名					
III	合	猛	南陽市議会議員	南陽市を明かるくする	南陽市川樋2745の内 2	平成27.12.25
	Ц	ΔIIIT.	用物印威去威兵	会		7,3,21. 12. 23

### 山形県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第1号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成28年1月29日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

	金管理団		出を	資金管理団体の名称	取 消	年 月 日
須	藤	和	幸	すとう和幸を支援する会	平成2	7. 11. 30
那	須		稔	那須稔後援会	同	12. 6
布	施	正	昭	布施正昭後援会	同	12. 19
遠	藤	喜	昭	遠藤よしあき後援会	同	12. 20

# 病院事業局関係

規 程

#### 山形県病院事業管理規程第1号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年1月29日

山形県病院事業管理者 新澤陽 英

# 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程(平成15年3月県病院事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

本則の表中 硬膜外自家血注入療法 1回につき 9,020円 を

硬膜外自家血注入療法1回につき9,020円周術期カルペリチド静脈内投与による再発抑制療法1回につき2,010円

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公告

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

# 1 募集期間等

募集種目	募集期間	試験期日	試験の概要	試験場の位置	試験場の名称	採用時期
自衛官候補生	平成28年2月	平成28年2月14日	筆記試験	東根市	陸上自衛隊神町	平成28年3月
(男子)	1日(月)か	(日)	適性検査		駐屯地	下旬又は4月
	ら同月10日		口述試験			上旬
	(水) まで		身体検査			

#### 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を 記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

# 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部 (電話023(622)0711)、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課(電話023(630)2075) に問い合わせること。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

	摘要		軍身可					巨有声							后角田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
	敷金	3月分	の名割り	子 る 領											
	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	20,100	19, 500	26, 800	37,000	56, 700	57,800	15, 100	53, 800	51,000	37,800	44, 500	48, 900	44, 500	000 66
無	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	20,100	19, 500	25, 100	32, 100	49, 200	50, 100	15, 100	46, 600	44, 200	32, 700	38, 600	42, 400	38, 600	0
	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	日 17,800	18, 400	22,000	28, 100	43,000	43,800	15, 100	40,800	38, 700	28, 600	33, 700	37, 100	33, 700	7
	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	日5,700	16, 300	19, 500	24, 900	38, 100	38, 900	13,800	36, 200	34, 300	25, 400	29, 900	32, 900	29, 900	
※		日3,800	14, 300	17, 000	21,800	33, 400	34, 000	12, 100	31, 600	30, 000	22, 200	26, 200	28, 800	26, 200	000
	収入が 104,000円 以下の者	日,900	12, 300	14, 700	18,800	28, 900	29, 400	10, 400	27, 400	26,000	19, 200	22, 700	24, 900	22, 700	000
	因 会	一般用	匝	匝	匝	匝	匝	匝	匝	匝	匝	匝	旦	巨	Ī
	公厅条数	1	1	1	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	c
夲	1戸当たり 住戸専用 面 積	平方メートル 44. 4	44.4	51.2	58.4	71.9	65.6	44.4	75.9	70.6	64.2	66.5	73.1	66.5	0
海	住宅形式	3 K	匝	匝	3 D K	3 L D K	3 D K	3 K	3 D K	匝	匝	匝	旦	匝	71 (1
	所在地	山形市鈴川町三 丁目18-48	同 17—17	同 大野目二 丁目2-50	同 桧町四丁 目12-16	同 小台川町 五丁目27-15	同 十日町一 丁目7-13	上山市金生一丁 目13-13	天童市中里一丁 目2-2	同 2-4	同 駅西二丁 目 2 - 27	同 田鶴町四 丁目18—17	同 18-22	旦	東村山郡山辺町
	名称	県営鈴川第二ア パート1号	同 5号	同 五十鈴アパ ート2号	同 桧町アパー ト1号	同 あたごアパート	同 +日町アパ ート	同 を生アパー ト	同 長岡アパー ト2号	司 4号	同 天童駅西アパート1号	同 天童駅南アパート1号	同 2号	岜	同 芦沢アパー

_					
	44, 400	26, 500	40,700	28, 600	39, 600
	38, 500	22, 900	32, 500	24, 800	34, 400
	33, 700	20, 100	30,800	21,700	30, 100
	29, 900	17,800	27, 300	19, 200	26, 700
	26, 100	15, 500	23, 900	16, 800	23, 300
	22, 600	13, 500	20, 700	14,600	20, 200
	冝	旦	冝	冝	恒
	1	2	1	1	1
	69. 4	59.3	63.7	59.4	70.3
	3 D K 69.4	冝	巨	<u>1</u>	F 2 L D K 70.3
	回 中山町 大伞長喬881- 2	西村山郡大江町 大字藤田264- 3	村山市楯岡中町 5-1	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同 T 277-4
	同 中原アパー ト	同 左沢アパー ト	同権岡中町アパート	同 大石田アパ 一ト	同 あけぼのア パート

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。
  - イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
    - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
      - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
      - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
      - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
    - (ロ) 入居者が60歳以上の者(ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。)であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者(ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。)又は18歳未満の者である場合
    - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
      - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度 が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表 ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
      - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
      - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
    - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- 4 申込期間及び方法
  - (1) 申込期間 平成28年2月3日から同月9日まで(月曜日を除く。)(受付時間 午前10時から午後6時まで)(ただし、郵送の場合は、平成28年2月9日までの消印のあるものに限り有効とする。)
  - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成28年3月下旬

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のと おり行う。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

		4-1.									
		運用				声争可					
	- 領		☆ #		¥	<b>=</b>		<b>#</b>			
	養		3月分	いなり、これを見る。	5						
		収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	28,700	29, 200	35, 800	26, 100	26, 100	28,000	28,000	47, 100	29, 300
	和政	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	24, 900	25, 300	31, 000	22, 600	22, 600	24, 200	24, 200	40, 800	25, 300
		収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	21,800	22, 100	27, 100	19,800	19, 800	21, 200	21, 200	35, 700	22, 200
		収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	19,300	19, 600	24,000	17, 500	17, 500	18,800	18,800	31, 700	19, 700
	※	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	日, 900	17, 200	21,000	15, 300	15, 300	16, 400	16, 400	27, 700	17, 200
		収入が 104,000円 以下の者	日,600	14,900	18, 200	13, 300	13, 300	14, 200	14, 200	24,000	14,900
	区		一般用	<u>II</u>	ഥ	<u>II</u>	匠	<u>III</u>	匣	恒	匠
	公 正 黎 雜			2	1	23	2	1	က	П	23
	夲	1戸当たり 住戸専用 面 積	平方メートル 58.0	58.4	71.5	58.0	58.0	59. 4	59.4	74.4	59.4
	推	住宅形式	3 D K	<u>I</u>	4 D K	3 D K	冝	<u>1</u>	<u>III</u>	1111	罝
桊		所 在 地	長井市台町3- 2	同 成田3102 -3	匝	西置賜郡小国町 大字兵庫舘三丁 目 3 — 9	<u>lī</u>	司 3 — 8	匝	同   白鷹町   大字荒砥乙725   - 1	同 飯豊町 大字萩生3893-33
1 県営住宅の名称等		名	県営小出アパー ト2号	同 成田アパート	呾	同 小国アパート1号	匝	同 2号	匝	同 あらとアパ ート1号	同 い い い い い い い い い い い い い

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1) に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の 所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。
  - イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
    - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
      - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号の1級から4級まで
      - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
      - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
    - (ロ) 入居者が60歳以上の者(ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。)であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者(ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。)又は18歳未満の者である場合
    - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
      - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度 が恩給法 (大正12年法律第48号) 別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表 ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
      - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
    - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
    - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- 4 申込期間及び方法
  - (1) 申込期間 平成28年2月5日から同月12日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)(受付時間 午前10時から午後5時まで)(ただし、郵送の場合は、平成28年2月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)
  - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

第2717号 平成28年1月29日(金曜日) 山 形 県 公 報

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成28年3月下旬

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次の とおり公示による通知を行う。

平成28年1月29日

山形県収用委員会

会長代理 半  $\blacksquare$ 

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定による下記の書類は、当収用委員会事務局(山形県県 土整備部県土利用政策課内) に保管してあるので、通知を受けるべき者にいつでも交付する。なお、当該書類を受 領しないときは、平成28年2月15日の経過をもって通知があったものとみなされる。

1 事件名

平成27年11月25日に収用の裁決手続の開始を決定した東日本高速道路株式会社が起業する高速自動車国道東北 中央自動車道相馬尾花沢線新設工事(山形県東置賜郡高畠町大字深沼字烏柳地内から同町大字深沼字中谷地地内 まで及び南陽市川樋字丸山地内から上山市金瓶地内まで)並びにこれに伴う市道、町道及び農業用用排水路付替 工事に係る収用裁決事件

2 通知すべき書類の名称

平成28年1月22日付け山収委第37号「審理の開催について(通知)」

3 通知を受けるべき者

氏名 北川幸広

住所 不明 ただし、戸籍附票上の住所 長崎県佐世保市吉井町直谷1200番地1 メゾンドール201

